

児童虐待防止対策の更なる強化を求める意見書

暴力を振るう、食事を与えない等の行為によって保護者が我が子を死に追いやるといった深刻な児童虐待事件が相次いでいる。こうした事態を防ぐため、国はこれまで虐待の発生防止、早期発見に向けた対応を行ってきたが、悲惨な児童虐待事件は依然として発生し続けている。

平成30年3月に発生した東京都目黒区での女児虐待死事件を受け、国は同年7月に緊急総合対策を取りまとめ、児童相談所の体制強化などを図る法改正案を国会に提出することとしていたが、その直前の本年1月、千葉県野田市で再び痛ましい虐待死事件が発生した。この事件については、児童相談所、学校、教育委員会及び警察も事態を把握していながら、被害児童の命を救えなかったことが悔やまれるところであり、二度とこのような事を繰り返してはならない。

よって、国においては、第198回通常国会で成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」等を踏まえ、児童虐待防止対策の強化のため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 「児童のしつけに際して体罰を加えてはならない」という認識を社会全体で共有できるよう周知啓発に努めるとともに、法施行後必要な検討を進めるとしている民法上の懲戒権や子どもの権利擁護の在り方についても速やかに結論を出すこと。
- 2 学校における虐待防止体制の構築、警察との連携強化及びスクールソーシャルワーカー・スクールロイヤー配置のための財政的支援を行うこと。
- 3 虐待防止のための情報共有システムを全ての都道府県・市町村で速やかに構築ができるよう対策を講じるとともに、全国統一の運用ルールや基準を速やかに定めること。
- 4 児童相談所とDV被害者支援を行う婦人相談所等との連携を強化し、児童虐待とDVの双方から親子を守る体制強化を進めるとともに、児童相談所の更なる体制整備や、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行う「市町村子育て世代包括支援センター」の設置推進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年7月4日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣 宛て
文部科学大臣
厚生労働大臣
国家公安委員会委員長
内閣官房長官

福島県議会議長 吉田栄光